

連結会計 注記表

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達価額

ただし、道路、河川及び水路の敷地においては備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

②無形固定資産……………原則として取得価額

ただし、取得価額が不明なものは、再調達価額としています。

なお、連結対象団体については、原則、取得価額としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得価額

②出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

ただし、連結対象団体（若桜鉄道株式会社）については、最終仕入れ原価法によりま
す。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除きます。）……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10 年～ 50 年

工作物 10 年～ 60 年

物品 8 年～ 15 年

連結対象団体（若桜町観光開発事業団など）については、定率法によっています。

②無形固定資産（リース資産を除きます。）……定額法

③所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

②退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額からすでに職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち若桜町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、連結対象団体（若桜鉄道株式会社など）については、税抜方式によっています。

(9) 連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超える連結対象団体はありません。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更はありません。

3 重要な後発事象

(1) 重大な災害等の発生

平成30年7月豪雨災害により、農道の復旧等に係る費用が12,703千円、林道の復旧等に係る費用が243,109千円、町道の復旧等に係る費用が18,857千円見込まれています。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当なし

(2) 係争中の訴訟等

該当なし

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
有限会社若桜農林振興	第三セクター等	全部連結	—
一般財団法人 若桜町観光開発事業団	第三セクター等	全部連結	—
若桜鉄道株式会社	第三セクター等	比例連結	32.75%
鳥取県東部広域行政管理組合 （一般会計）	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.82%
鳥取県東部広域行政管理組合 （因幡ふるさと振興事業特別会計）	一部事務組合・広域連合	比例連結	3.26%
鳥取県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.29%
鳥取県町村総合事務組合 （消防補償事業）	一部事務組合・広域連合	比例連結	2.20%
鳥取県町村総合事務組合 （非常勤補償事業）	一部事務組合・広域連合	比例連結	2.64%
鳥取県町村総合事務組合 （退職手当事業）	一部事務組合・広域連合	みなし連結	—

連結の方法は次のとおりです。

- ①一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ②第三セクター等は、出資割合等が 50 %を超える団体（出資割合等が 50 %以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が 25 %未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

※連結財務書類から対象となる連結対象団体を記載しています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体と出納整理期間を設けている団体との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が完了したものとして調整します。

(3)

(4) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(5) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

庁内組織において、売却可能性があると判断した公共資産

イ 内訳

該当なし